○農林水産省告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字江代字上屋敷二〇五〇の一、二〇五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上屋敷二〇五〇の一・二〇五一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市蔵原字高塚一五九四の四、一五九四の五、一五九四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高塚一五九四の一・一五九四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江丙字西大川内一八二の二〇、一八二の三一から一八二の三六まで、二一四の五、二一四の二九、二一四の三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西大川内二一四の五、二一四の二九、二一四の三一、一八二の二〇・一八二の三一から一八二の三四まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字北西小坪四八三の七三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町多久字宮原一一二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮原一一二九の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百六十四号

水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第三条第一項の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域を次のように指定したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定ダムの名称及び水源地域

指定ダムの名称	水源地域
九頭竜川水系部子川足羽川ダム	福井県今立郡池田町のうち松ヶ谷、小畑、千代谷、下荒谷、金見谷、茹生谷、大本、籠掛、蒲沢、尾緩、東青、西青及び稗田

○国土交通省告示第百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田の谷川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県福井市田ノ谷町三一字大宮地　一番

一号から三号まで及び十六号

二番

四号及び十三号から十五号まで

二番地先道路敷

五号から十二号まで